

勸告	説明図表番号
<p>(2) 民間団体等が実施する職業紹介事業等に対する支援及び指導</p> <p>【制度の概要】</p> <p>ア 民間団体等が実施する有料・無料の職業紹介事業に対する支援・指導</p> <p>有料職業紹介事業を行おうとする者は安定法第 30 条により、無料職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は同法第 33 条により、原則、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととされている。</p> <p>民営職業紹介事業の平成 21 年度実績をみると、事業所数は 1 万 8,524 所あり、新規求職申込件数は 422 万 4,882 件、求人数は 221 万 8,085 件、就職件数は 38 万 7,228 件であり、平成 17 年度に比べ、事業所数が 1.7 倍、新規求職申込件数が 2.7 倍、求人数が 0.9 倍、就職件数が 1.1 倍と増加している。</p> <p>厚生労働省は、民営職業紹介事業者に対し、職業紹介事業における制度の周知及び法令遵守を徹底するため、委託事業等により、①就職困難者を対象とした無料職業紹介事業を行う事業者等に対する研修の開催、②職業紹介事業者に対する個別指導援助業務の実施、③新規許可事業者を対象にした事業の適正運営等を徹底させるためのセミナーの開催等の支援策を講じている。</p> <p>また、支援・協力通達により、地方公共団体からの委託を受けて就業支援を実施する母子福祉団体等民間団体に対しては、その要望に応じ、電子媒体により求人情報を提供することとされているが、地方公共団体の委託によらない民営職業紹介事業者には、当該情報は提供されない仕組みとなっている。</p> <p>なお、労働局及び安定所は民営職業紹介事業者による関係法令への違反を確認した場合には、指導、助言、行政処分又は告発を行うこととされている。</p> <p>イ 民間求人広告に関する苦情の把握</p> <p>求人情報の提供を業とする民間事業者（以下「求人情報提供事業者」という。）による求人広告等の情報については、安定法第 42 条により「新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法により労働者の募集を行う者は、労働者の適切な職業選択に資するため、第五条の三第一項の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。」とされている。労働局及び安定所は、当該規定に抵触する求人情報を掲載する求人情報提供事業者を把握した場合には、直接に是正指導する権限はな</p>	<p>図表Ⅱ-2-(2)-①</p>

いが、必要に応じ法令遵守の協力を要請することとしている。

なお、求人広告等の掲載の依頼主である求人者については、安定法第 65 条第 8 号により、「虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者」に該当する場合、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が課せられる。

また、対策法により原則禁止とされている年齢制限については、「労働者の募集及び採用における年齢制限の禁止に係る取組等について」（平成 19 年 9 月 28 日付け職発第 0928006 号職業安定局長通達）により、求人広告等に掲載された求人に係る対応として、求人広告等に掲載された求人に係る募集、面接又は採用時の事業主の対応等に関して、求職者等から苦情の申出があった場合には、その事業主又は求人情報提供事業者の所在地を管轄する安定所が、事業主に対し、資料の提出の要求等により事実確認を行うとともに、必要な助言、指導又は勧告を行うこととされている。

ウ 求人情報提供事業指導援助事業

厚生労働省は、労働力需給調整市場に適正かつ信頼できる求人情報を提供する観点から、求人情報誌等の求人広告掲載内容のチェックなどを内容とする、求人情報提供事業指導援助事業を委託事業として実施している。

当該事業は、社団法人全国求人情報協会（以下「協会」という。）が、平成 21 年度までは随意契約（企画競争）により、22 年度からは一般競争入札を経て受託（22 年度の委託費は 12,732,300 円）しており、同協会の会員企業（求人情報提供事業者 60 社（平成 23 年 10 月現在））等の求人情報提供事業者に係る求人情報誌等のチェック、同事業者に対する指導のほか、啓発資料の作成・配布を実施することとなっている。具体の事業内容としては、①非常勤の嘱託職員 4 人（平成 22 年度）が求人広告チェック担当者として、求人情報誌（紙媒体、インターネット）等を定期的に収集し、協会が求人情報提供事業者向けに定めた求人広告倫理綱領や求人広告掲載基準に基づき、募集主の事業内容、雇用形態、職種、勤務時間、給与等の項目について表示内容をチェックし、不適正と認められる内容について個別指導を行うこと、②常勤の嘱託職員 1 名（平成 22 年度）が相談担当者として、読者からの苦情相談に対応し、必要に応じ、求人情報提供事業者に連絡するほか、相談事例集を作成して募集主に提供することなどを実施するものとなっている。

図表 II-2-(2)-②

【調査結果】

ア 民間団体等が実施する職業紹介事業に対する労働局等の情報提供の実施状況

調査対象とした 10 民間職業紹介事業者において、労働局又は安定所からの情報の提供状況を調査したところ、労働市場に係る情報については労働局等のホームページや情報交換の場を通じて入手しており内容も十分とする事業者が大半であったが、中には、次のとおり、職業訓練に係る情報提供を求める意見がみられた。

- 北海道労働局のホームページ「ハローワーク札幌圏」の「統計情報」から労働市場情報を入手しているが、母子家庭の母等のスキルアップにつなげるため、公共職業訓練についての情報提供を望む。(社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会)

また、求人情報については、調査対象とした 10 民間職業紹介事業者のうち 9 事業者が安定所の求人情報を活用（ハローワーク・インターネットサービスが 4 事業者、安定所からの電子媒体による求人情報が 4 事業者、安定所の求人情報誌（紙媒体）が 3 事業者（重複あり））しているが、次のとおり、提供内容の充実・拡大等を望む意見がみられた。

- ① 求職者が安定所からナースセンター（注）を紹介されて来所する場合はあるが、現状では、安定所の求人情報の提供は受けていない。安定所との連携で相互に求人情報の提供ができると、求職者により多くの求人情報を提供することができて望ましい。(社団法人埼玉県看護協会)

（注）ナースセンターは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）に基づき、日本看護協会が厚生労働省から中央ナースセンターの、都道府県看護協会が都道府県知事から都道府県ナースセンターの指定を受けて、無料職業紹介事業を始めとする各種事業を運営している。

- ② 近年、ナースセンターに係る厚生労働省の補助金が削減され、事業の運営が厳しくなってきたことから、日本看護協会は、平成 23 年度を最後に中央ナースセンターの指定を返上することを決定しており、無料職業紹介事業のコンピュータシステム（e-ナースセンター）の運用業務も終了することとなっている。

このため、i) 無料職業紹介事業から撤退する可能性が大きくなってきている（社団法人沖縄県看護協会）、ii) e-ナースセンターの現在の契約が終了する平成 24 年度以降、その代替措置として、ハローワーク・インターネットサービスのホームページ機能に付加する形でナースセンターのページ

<p>を展開するなどの方法をとることができないかと考えている（社団法人埼玉県看護協会）。</p> <p>③ より多くの求人を紹介することができるよう、安定所に設置されている求人自己検索機の貸与を望む。（社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会）</p>	
<p>イ 不適正な民間求人情報に係る苦情や広告の把握状況</p>	
<p>今回、調査対象労働局における、不適正な民間求人情報に関する苦情や広告の把握状況をみたところ、苦情を最も多く受け付けている東京労働局でも年間22件（平成21年度）であり、5労働局（長野、大阪、広島、香川、福岡）では、近年、実績がない又は1件程度となっている。</p>	<p>図表Ⅱ-2-(2)-③</p>
<p>一方、沖縄労働局が、平成22年2月に発行された県内の主要求人情報誌を対象に、掲載事業所1,074か所における労働基準法や最低賃金法の遵守状況を調査した結果によると、法定労働時間を超えているものや最低賃金に満たないものなど掲載内容が法定労働条件を下回っている疑いのある事業所が460か所（42.8%）と多数を占めていることが判明しており、同局は、求人情報誌各社に対する是正要請を実施（22年3月）している。</p>	<p>図表Ⅱ-2-(2)-④、⑤</p>
<p>また、協会における求人情報誌等の求人広告掲載内容のチェックや苦情相談の実施状況をみても、次のとおり、年齢制限を含む不適正な広告が恒常的に掲載されている状況となっている。</p>	<p>図表Ⅱ-2-(2)-⑥</p>
<p>① 平成22年度に172社240媒体に係る142,615件の求人広告の内容をチェックした結果、賃金や勤務時間の表示がないなど協会が定める求人広告掲載基準に抵触する不適正な記載が11,057件（7.8%）みられた。</p> <p>② 平成22年度に読者から受け付けた求人広告の内容に関する苦情は、事業内容、雇用形態、募集職種、賃金等の採用条件に係るものを中心として延べ171件みられた（相談を含めた総受付件数は1,180件）。</p>	
<p>（不適正な求人広告に対し是正措置等を講じている労働局等の例）</p>	
<p>調査した労働局及び安定所の中には、前述の沖縄労働局のほか、不適正な求人広告に対し積極的な是正措置や創意工夫を講じている労働局及び安定所として、次の例がみられた。</p>	
<p>〔推奨事例〕</p>	
<p>求人広告に係る苦情について、求人者名が明らかになっている場合には、その事業所を管轄する安定所に通報し、当該安定所が指導を行っている。また、求人情報提供事業者については、求人広告に複数の求人者の不適切な情報が掲載されている場合などには、指導することとしている。（東京労働局）</p>	<p>図表Ⅱ-2-(2)-③ （再掲）</p>

<p>〔推奨事例〕</p> <p>管内で配布されている民間求人情報誌を必ずチェックし、求人情報誌と求人票の採用条件を突合し、賃金情報が異なっていた求人票の記載内容を是正させるとともに（平成21年度1件）、安定所に求人申込みを行っていない事業所がある場合には、求人開拓の情報源として活用し、接触した半数程度の事業所から求人申込みを得ている。（観音寺安定所）</p>	<p>図表Ⅱ-2-(2)-⑦</p>
<p>ウ 不適正な民間求人広告の情報共有及び求人情報の適正化</p> <p>厚生労働省は、求人情報提供事業指導援助事業の委託先の公募に当たり仕様書を提示し、また、委託先と委託契約書を取り交わしている。これらの書面には、協会から厚生労働省に対して行う受託事業に係る年度実施結果報告（平成23年度から四半期ごとの報告に変更）について規定されているが、報告内容は苦情、相談や類型別の指摘等件数などの実績にとどまり、指摘に係る具体の企業名や内容は報告することとなっていない。</p> <p>また、協会と労働局又は安定所との連携状況をみても、協会から労働局又は安定所に啓発資料を送付している実績はあるが、協会が把握した苦情等について、情報の信ぴょう性に欠けるものが含まれているなどとして、苦情等に係る求人者名、求人情報提供事業者名及び具体の指摘内容は労働局又は安定所に情報提供していない。</p> <p>協会が把握した不適切な求人広告に係る求人者や求人情報提供事業者の情報を踏まえ、労働局又は安定所が指導等を行うことが可能となれば、前述の沖縄労働局や観音寺安定所における取組のような、民間求人広告や安定所が提供する求人情報の適正化などの効果が期待できる。</p>	<p>図表Ⅱ-2-(2)-⑧、⑨</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、無料職業紹介事業を実施する民間団体等における円滑かつ効果的な適格紹介を確保するとともに、求職者が適正かつ信頼できる求人情報の提供を受けられるようにする観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 無料職業紹介事業を実施する民間団体等に提供する求人情報等の提供内容の充実・拡大を図るとともに、提供した求人情報の充足状況等についても、情報提供先において必要に応じ、活用できるような措置を講じるよう安定所を指導すること。</p> <p>② 求人情報提供事業指導援助事業の委託契約内容を見直し、受託事業者が把握した不適正な民間求人広告及びこれに関する苦情の個別具体的な内容を</p>	

関係労働局等に回報する仕組みとすること。

- ③ ②の受託事業者から報告された情報と併せ、労働局等が独自に把握した不適正な民間求人広告や苦情を踏まえ、求人者に対する指導を積極的に実施するとともに、可能な限り求人情報提供事業者に対する法令遵守の協力依頼をするよう労働局等を指導すること。

図表Ⅱ-2-(2)-① 求人広告に関する規程

○ 職業安定法

(募集内容の的確な表示)

第四十二条 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法により労働者の募集を行う者は、労働者の適切な職業選択に資するため、第五条の三第一項の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一～七 略

八 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

○ 「労働者の募集及び採用における年齢制限の禁止に係る取組等について」(平成19年9月28日付け職発第0928006号職業安定局長通達)〈抜粋〉

第5

4 助言、指導又は勧告

(1)、(2) 略

(3) 職業紹介事業者の求人や求人広告等に掲載された求人に係る求職者等からの申し出、職業紹介事業者からの情報提供等に係る助言、指導又は勧告

ア 職業紹介事業者の求人や求人広告等に掲載された求人に係る求職者等からの申し出に基づく助言、指導又は勧告

職業紹介事業者の求人や求人広告等に掲載された求人に係る募集、面接又は採用時の事業主の対応等に関する求職者等から違法な年齢制限が行われているとの申し出があった場合においては、上記3の資料の提出の要求等により事実確認を行い、当該事実が確認された場合には、上記(2)のア及びイ(※)により事業主に対し、必要な助言、指導又は勧告を行うこと。

※ 上記(2)のア及びイ：助言は、原則口頭により行い、繰り返しの助言や指導にもかかわらず是正の意思が確認できない場合には、勧告書を交付する等

図表Ⅱ-2-(2)-② 求人広告掲載基準（社団法人全国求人情報協会）（抜粋）

【事前確認項目】

I～V（略）

VI. 以下に掲げるものは、掲載を差し控えなければならない。

- 1 事業の内容または募集の内容が法令に抵触するもの、またはそのおそれがあると認められるもの
- 2 基本的人権の侵害、就職差別を助長し、均等な雇用機会を損なうもの、またはそのおそれがあると認められるもの
- 3 社会倫理または社会秩序に反すると認められるもの
 - ① いわゆる悪徳商法等の社会的に指弾を受けるような事業を行う求人企業・事業主等からの募集
 - ② 風俗営業関係事業からの募集であって、風紀上好ましくないもの
- 4 読者・ユーザーに不利益を与えるもの、またはそのおそれがあると認められるもの
 - ① 応募者を集めるために、予め提供する意思のない労働条件を表示するもの
 - ② 求人企業・事業主の所在や実態、その事業内容等、募集にかかる掲載項目の内容が判然としないもの
 - ③ 応募者に対し、商品、材料、器具等の購入や講習会費、登録料等の納入、金銭による出費や特定の教育施設等における経費を伴う受講等の経済的な負担を不当に要求し、もしくはそそのかし、またはそのおそれがあるもの

5～6（略）

【募集条件表示基準】

I（略）

II

掲載明示項目

- 1 求人企業・事業主の正式名称（社名等）および所在地
- 2 事業の内容
- 3 募集雇用形態（雇用期間の定めの有無がわかること）
- 4 職種名または職務内容
- 5 応募資格（必要に応じて学歴、経験、公的資格等）
- 6 勤務時間
- 7 賃金（採用時に一律に支払われる最低支給額）
- 8 就業の場所
- 9 応募方法（応募のための電話番号等連絡手段。その他必要に応じて担当者名、必要な書類、面接、選考の場所等）
- 10 採用時と本採用後とで雇用形態や賃金等の条件が異なる場合は、本採用までの期間と条件

（後略）

図表Ⅱ-2-(2)-③ 労働局における民間求人広告に係る苦情等の把握状況

区分	苦情の把握状況又は未把握理由
北海道労働局	平成22年度（4月～12月）に10件の苦情を受付
宮城労働局	（東日本大震災のため、調査未了）
東京労働局	苦情の受付件数は、19年度3件（確認できる範囲内）、20年度5件、21年度22件ある。求人広告の苦情について求人者名が明らかになっている場合には、その事業所を管轄する安定所に通報し、当該安定所が指導を行う。また、求人情報提供事業者については、同一の求人広告に複数の不適切な情報が掲載されている場合などには、是正要請することとしている。
埼玉労働局	平成22年度（4月～2月）に5件の苦情を受付。求人情報の提供と職業紹介との区別が難しいことも多く、情報の提供であれば必要な情報をすべて掲載しなくても差支えない。
長野労働局	特に不適切な民間求人情報の把握に努めてはいないが、新聞社等から求人広告を掲載する際、掲載の適否についての照会がある都度対応している。
愛知労働局	平成20年度以降、8件の苦情を受付
大阪労働局	最近1年では苦情実績なし
広島労働局	平成19年度以降、1件の苦情を受付
香川労働局	最近では苦情受付の実績なし。申出がある場合には所轄安定所に連絡し、対応を指示
福岡労働局	平成22年度に求人事業主に対する苦情1件あり、所轄所に確認と指導を依頼
沖縄労働局	苦情を受けた場合、ハローワークで処理せず、労働局において、個別労働紛争解決制度に基づく個別労働相談として対応

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-(2)-④ 求人情報誌における求人募集内容について法定労働条件との適合性を確認している労働局の例

労働局名	取組内容
沖縄労働局	<p>(内容)</p> <p>沖縄労働局は、県内の主要求人情報誌（平成 22 年 2 月第 1 週発行）を対象に、労働基準法及び最低賃金法と求人条件との整合性を調査した。その結果、調査対象求人情報誌における掲載事業場 1,074 か所のうち、法令労働時間を超えているものや最低賃金に満たないものなど掲載内容が法定労働条件を下回っている疑いのある事業場が 460 か所（42.8%）を占めることが判明した。このため、同局では、県内主要求人情報誌各社に対して、適切な求人情報の掲載に努めてもらうよう、平成 22 年 3 月 11 日付けで同労働局長が要請を行った。</p> <p>(経緯)</p> <p>沖縄県は求人の絶対数が少なく（平成 21 年度有効求人倍率 0.28）、求人の総量確保が課題であるため、以前の沖縄県のハローワークでは、求人条件が法定労働条件を下回っている疑いのある求人であっても、早期に是正するよう指導をするだけで、当該求人を受理していたという状況があった。</p> <p>しかし、平成 21 年度に、現在の沖縄労働局長から、「求人の絶対量が少ないのであれば、総量確保のための取組だけではなく、その少ない求人の質を高めていくことが必要であり、それがマッチングの向上にもつながっていく」との方針が示され、それ以降、管内のハローワークでは、求人受理時の法定労働条件の確認の厳格化を図ることとなった。</p> <p>求人情報誌の求人募集内容についての確認はこの一環として、3月の「労働条件明示・書面交付強化月間」に合わせて実施したものの。</p>

(注) 当省の調査結果による。

沖勞発第 号
平成 22 年 3 月 11 日

求人情報誌 殿

沖縄労働局長

労働関係法令で定める労働条件となっていない求人情報の対応について（要請）

日頃より労働行政への御理解と御協力に感謝申し上げます。

さて、貴社発行の求人情報誌を拝見いたしましたところ、各企業における求人募集の中に、法定労働時間を超えるなど労働関係法令で定める最低基準が遵守されていない疑いのある内容の求人募集が多数掲載されております。

掲載されている求人の条件が法令の定める最低基準を満たしていないことをもって、直ちに当該企業が法令違反とはなりません。

しかしながら、求職者が貴誌の求人情報を得て就職し、掲載された条件で労働することで労働法令違反が構成され、当該企業は刑事責任を負う場合もあります。また、なによりも貴社の情報誌を頼って職を求めている方がトラブルに巻き込まれたりする等、読者の信頼を裏切ることもなりかねません。

貴社は県下での求人の情報提供に重要な役割を担っており、また「求人広告としてふさわしくない広告を排除する」との規範を会員に求める（社）全国求人情報協会の会員でもあることから、企業責任、社会的責任を果たす観点からも、是非とも下記の措置を講じていただくよう要請する次第であります。

沖縄労働局としても、法定で定める労働条件に満たない企業を糺していくよう、更に指導を強化してまいりますので、何卒御理解の上よろしくお願いいたします。

記

- 1 求人条件が労働関係法令の定める最低労働条件を満たしていない求人、特に労働時間法制違反の求人を広告しようとする事業主に対して、その旨の指摘とともに、適法な求人となるよう要請を行っていただきたいこと。
- 2 1の要請にしたがっていただけない事業主に対して、当該求人広告を掲載しないでいただきたいこと。
- 3 1の要請にしたがっていただけない事業主に関する情報を沖縄労働局に提供いただきたいこと。

図表Ⅱ-2-(2)-⑥ 求人情報提供事業指導援助事業の実施結果（平成22年度）

（単位：件）

求人広告掲載内容のチェック状況		苦情相談の受付状況	
実施体制	求人広告チェック担当者 4名 (非常勤嘱託)	主任相談員1名（常勤嘱託）	
対象社数	172		
対象媒体数	240		
対象広告件数	142,615 (100.0)	171	
うち、不適正件数	11,057 (7.8)	苦情件数	
内訳	①賃金の記載がないもの、最低額とみなせないもの	5,065	相談件数 1,009
	②勤務時間の時間帯もしくは実働時間がないもの	3,816	
	③募集職種名または職務内容が均等法に抵触すると思われるもの	1,793	
	④雇用形態が不明瞭なもの、記載がないもの	374	
	⑤応募書類として不適切と思われるもの	5	
	⑥事業内容が性風俗と思われるもの	3	
	⑦就業場所の表示がないもの	1	
疑わしいもの（参考）	計 20,410 ①12,936 ②6,107 ③1,172 ④195	計 1,180	

(注) 1 社団法人全国求人情報協会からの提出資料に基づき当省が作成した。
2 不適正件数欄の()内は、対象広告件数に対する割合である。

図表Ⅱ-2-(2)-⑦ 民間求人情報誌における求人条件をチェックし、求人票の記載内容との整合性を図っている安定所の例

安定所名	取組内容
観音寺安定所	<p>観音寺安定所では、管内で配布されている民間求人情報誌（3誌）を必ずチェックし、求人情報誌と求人票の求人条件に相違がある場合には必要な是正措置を講ずることとしている。この結果、平成21年度以降では、民間求人情報誌と求人票の求人条件（賃金）が異なっていた案件について、求人票に記載されている賃金を求人情報誌の記載金額に合わせて増額修正した例が1件みられる。</p> <p>なお、同所では、民間求人情報誌に掲載がありながら、安定所に求人申込みを行っていない事業所の求人開拓にもつなげており、接触した半数程度の事業所に求人票を提出してもらっているとしている。</p>

（注）当省の調査結果による。

図表 -2-(2)- 求人情報提供事業指導援助事業に係る仕様書

1 件名

求人情報提供事業指導援助事業

2 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

3 事業の趣旨

求人情報提供事業指導援助事業（以下、「本事業」という。）は、インターネット求人サイト、求人情報誌等の求人情報を、労働市場において適正かつ信頼できるものとするという観点から、求人条件と採用後の労働条件の相違等が要因となる雇用のミスマッチの防止、失業者の早期再就職支援及び在職者の失業なき労働移動を促進することにより、雇用の安定を図るものである。

4 事業の概要

- (1) 求人情報誌、求人広告等の掲載内容に係る苦情相談に対応する指導員を配置し、必要に応じ求人情報提供事業者に指導を行うほか、求人情報誌等を定期的に収集して表示内容のチェックを実施する。
- (2) 求人情報誌等を利用する事業主を対象に適正な募集選考や雇用のための正しい知識の啓発を図るための啓発資料を作成・配布する。

5 事業に係る実施事項

(1) 求人情報誌等の求人広告掲載内容チェック

求人情報誌、求人広告等の掲載内容に係る苦情相談に対応する指導員を以下のとおり配置し、求人情報誌（紙媒体・インターネット）等を定期的に収集して、募集主の事業内容、雇用形態、職種、勤務時間、給与等の項目について表示内容をチェック（年間13万件程度）し、不適正と認められる内容については個別に指導を行う。

また、上記によりチェックした結果については、様式1「チェック結果」を個別に作成し、各月ごとに、様式2「チェック結果集計表」を作成する。

〔求人広告適正化指導員の配置〕

- ・求人広告適正化指導員（紙媒体）については、3名以上配置すること。
- ・求人広告適正化指導員（インターネット）については、2名以上配置すること。

(2) 読者からの苦情相談の実施（参考：1,400件程度）

電話にて読者からの苦情相談に対応するとともに、必要に応じ、求人情報提供事業者に連絡を行うほか、相談事例集を作成して募集主に提供することにより、同種のトラブルの再発防止に努める。

また、求職者等からの苦情や相談に対し、より迅速、かつ適切に対応するため電子

メールによる相談受付を行う。

イ 電話・インターネット等による苦情処理に係る相談指導員については、1名以上配置すること。

ロ 相談等の結果については、様式3「相談記録」を個別に作成し、各月ごとに様式4「相談記録集計表」を作成する。

(3) 求人者に対する啓発資料の作成等

求人情報誌や折込求人紙、インターネットによる求人情報提供サイトを利用する募集主を対象に、募集・採用・労働条件・退職等に関する労働関係諸法令を解説した冊子（12万部以上・各労働局、求人者等に配布）及び募集等に関する啓発資料を（2万部以上・求人事業主等に配布）配布する。

イ 求人者啓発資料は、現在の労働市場の状況、求人者のニーズ等を十分に調査・分析したものを作成し、提供すること。

ロ 求人者への周知・啓発の方法・内容は、十分な効果を期待しうるものであること。

ハ 労働関係諸法令について十分に理解した上で、求人者に対する啓発資料の作成等を執り行うこと。

(4) その他の留意事項

本事業を実施するにあたり、一部の地域に限定せず、全国に展開し、全国的規模により本事業を執り行うこと。

6 事業実施に係る基本事項

(1) 事務所の設置

① 設置場所

受託者において本事業を実施する事務所を設置すること。

② 広さ

事務所は、本事業に係る相談に対応できるよう必要な人員が配置できる広さとするとともに、相談等、関係者との打合せスペース、書類等を整理・保存するスペースを確保すること。

③ 開業日・開業時間

開業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する祝日及び年末年始（1・2月29日から1月3日まで）を除き週5日以上とし、開業時間は、1日7時間30分以上で、利用者の利便性に配慮した時間帯とすること。

(2) 実施体制

労働関係諸法令を遵守して本事業を確実に実施するため、必要な知識経験等を有する人員を配置すること。本事業に従事する者（労働時間等要件に該当する者）は、労働保険及び社会保険に加入すること。

また、本事業全体を統括し、厚生労働省、労働局、事業主等との関係において受託団体を代表して対応する総括責任者を置くとともに、各業務ごとの担当責任者を明確にしておくこと。

(3) 受託団体の責務等

- ① 本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされること。
- ② 会計検査院が必要と認めるときは、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省職業安定局長（以下、「委託者」という。）を通じて、資料、報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがあるので、その場合には当該検査等に誠実に対応しなければならないこと。

(4) 報告等

- ① 委託者は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託団体に対し、事業の状況に関し必要な報告を求め、又は事業所に立ち入り、事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ② 委託者は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。

(5) 労働局等関係機関との連携体制の整備

本事業の実施に当たっては、関係機関（労働局、ハローワーク、事業主団体等）との連携体制を整備すること。

(6) その他の留意事項

本事業の実施にあたり、必要な電話、パソコン、その他の備品及び消耗品等については、受託団体が用意すること。

7 本事業開始までの準備

(1) 平成21年度受託団体からの引継ぎ

委託者は引継ぎに必要な措置を講じるので、受託団体は、本事業の開始前に平成21年度の受託団体から、本事業の実施に必要な引継ぎ（苦情相談等、相談・援助等の本事業に係るこれまでの個別案件、関係書類等の引継ぎ、関係機関との連絡状況の引継ぎ、各種パンフレット、マニュアル等の業務用資料、管理帳簿の引継ぎその他特に引き継ぐべき事項）を受けすること。

8 秘密の保持等

(1) 個人情報の取扱等

- ① 受託団体は、利用者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用すること。

ただし、利用者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

- ② 受託団体は、利用者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講ずること。
- ③ 上記①及び②については、受託団体が本事業に関して知り得た団体の情報についても同様とする。

(2) 秘密の保持

受託団体、受託団体の役員・従業員等で、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(3) コンプライアンスの確保

本事業に関するコンプライアンスの確保、利用者の苦情への適切な対応等に取り組むこと。

9 再委託

- (1) 受託団体は、本事業の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 受託団体は、再委託する場合には、本事業委託契約書（様式第11号）により委託者経由で甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けること。
ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 受託団体は、本事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長（以下、「支出負担行為担当官」という。）に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 受託団体は、本事業の一部を再委託するときは、受託団体がこの契約を遵守するために必要な事項について本事業委託契約書を準用して、再委託者と約定すること。

10 委託費の支払い

- (1) 官署支出官厚生労働省職業安定局長は、受託団体が本事業を本仕様書に基づき実施した場合は、受託団体からの支払請求書に基づき、委託費を支払うものとする。
この場合、官署支出官厚生労働省職業安定局長は、受託団体からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) (1)にかかわらず、委託者が必要と認めた場合に限り、受託団体の請求により国の支払計画承認額の範囲内で概算払することができる。
- (3) 受託団体は、(2)により概算払を請求するときは、委託事業費概算払請求書を官署支出官厚生労働省職業安定局長に提出すること。

11 業務の改善

受託団体は、次のいずれかに該当する場合、速やかに業務の改善策を作成、提出し、委託者の承認を得た上で実施すること。

なお、受託団体は、改善策の作成及び提出に当たって、委託者に対して必要な助言、協力を求めることができること。

- (1) 受託団体からの報告に基づき、業務ごとに、特に業務の改善が必要と委託者が判断した場合
- (2) 受託団体の業務実施状況を委託者が随時指導又は検査し、各業務の不履行を認められた上で、特に業務の改善が必要と委託者が判断した場合
- (3) その他利用者からの苦情が寄せられるなど、本業務の運営に問題があると認められ、業務の改善が必要と委託者が判断した場合

1.2 契約の解除等

(1) 支出負担行為担当官は、受託団体が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。

- ① 重大な法令違反があったとき
- ② 重大な契約違反があったとき
- ③ 受託団体からの本業務の中止又は廃止の承認申請があった場合で、委託者が承認したとき
- ④ 本事業を実施することが困難であると委託者が認めたとき

(2) 受託団体は、(1)により契約の解除があったときは、本事業委託契約書第11条及び第13条の規定に準じて委託費の精算を行うものとする。

ただし、契約の解除について受託団体に故意又は重大な過失が認められたときは、支出負担行為担当官は、その一部又は全部を支払わないことができる。

また、既支払分がある場合には、その返還を求めることができるものとする。

1.3 損害賠償

(1) 受託団体は、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失により国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払うものとする。

(2) 支出負担行為担当官は、本事業の委託契約書第20条第1項第4号の規定により契約の解除をしたときは、受託団体に対して損害賠償の請求をしないものとする。

(3) 受託団体は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、受託団体の負担においてその損害の賠償を行うものとする。

ただし、その損害の発生が支出負担行為担当官の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

1.4 本事業の実施結果報告

(1) 受託団体は、国の会計年度が終了したとき又は本事業が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、本事業終了の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書（様式第5号）を委託者に提出するものとする。

(2) 委託者は、(1)の規定による実施結果報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、本事業の成果が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

(3) 委託者は、検査の結果、不合格であったときは、受託団体に対し指定する期間内に未履行部分の業務を実施させることができる。この場合に要する費用は受託団体の負担とする。

(4) (2)及び(3)については、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

1.5 書類の備付け及び保存

(1) 受託団体は、本事業の実施経過並びに本事業に係る収入及び支出の関係を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係わる書類等を国の会計及び物品

に関する規定に準じて整備すること。

(2) 受託団体は、前項の書類等を本事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

16 引継ぎ

受託団体は、国の会計年度又は本事業が終了（中止又は廃止を含む。）し、甲が本事業を委託する次の事業者が22年度受託団体でない場合には、本事業の引継を22年度受託団体が実施する本事業が終了するまでに適切に行うものとする。

17 その他

実施時期、仕様等については、平成22年度予算案が可決されない場合、または国の予算額に変更があった場合は変更もあり得るので、留意すること。

図表 -2-(2)-
求人情報提供事業指導援助事業の実施結果
(平成22年)



(様式第5号)

委託事業実施結果報告書

平成23年 4月 8日

厚生労働省職業安定局長
森山 寛 殿

社団法人全国求人情報協会
理事長 村井俊郎
東京都千代田区富士見2-6-9



「求人情報提供事業指導援助事業」の実施結果を別添により報告します。

求人情報提供事業指導援助事業実施結果

社団法人全国求人情報協会
理事長 村井俊朗

区分	計画内容	具体的実施状況
<p>1. 求人情報誌等の求人広告掲載内容 チェック</p>	<p>平成 22 年 4 月より広告チェック担当者を配置し、社団法人全国求人情報協会の会員が発行する求人メディア（求人情報誌・折込求人紙）を発行されるごとに収集するとともに、会員及びしごと情報ネット参画機関の求人サイトを閲覧することにより合計 13 万件のチェックを行う。チェック内容は、求人者の事業内容、職種・職務内容、雇用形態、勤務時間、賃金、就業の場所、応募の項目について、別添のチェック基準に基づき行うものとする。</p> <p>その結果をまとめて求人メディアに提供し、必要に応じて表示内容の改善を指導するとともに、改善のための課題解決や計画立案について相談に応じ、積極的にノウハウを供与し、掲載内容の改善に努める。</p>	<p>平成 22 年度に発行された求人情報誌、折込求人紙、求人サイトの任意の号についてチェックを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人広告チェック担当者 4 名（週 3 日以内勤務・非常勤嘱託） ・ チェック実施媒体数 172 社 240 媒体 ・ チェック求人広告件数 142,615 件 ・ 不適合件数 11,057 件 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業内容（性風俗と思われるもの） 3 件 ② 職種・職務内容（均等法に触れるもの） 1,793 件 ③ 雇用形態が不明確なもの 374 件 ④ 勤務時間が不明確なもの 3,816 件 ⑤ 賃金の記載がないもの・最低額と見せないもの 5,065 件 ⑥ 就業の場所在記載されていないもの 1 件 ⑦ 応募書類として不適切と思われるもの 5 件 <p>上記広告チェックの結果について、求人メディアに通知するとともに改善のためのアドバイスを行い、不適正な広告内容が比較的多く見受けられた求人メディアには個別指導を行うことにより求人広告の適正化促進に努めた。</p>

<p>2.読者からの苦情相談の実施</p>	<p>苦情相談員を協会に配置し、土・日、国民の祝日を除く 9:00～16:30 の間、求人広告掲載内容等にかかる苦情相談を電話及びEメール、FAX等で受け付ける。広告主名や求人メディアア名が判明したケースは、当該メディアアの苦情相談窓口担当者に連絡し、必要な苦情解決を図るなど、事後の広告掲載をより適正なものとする。</p> <p>苦情相談の中で、今後とも発生する可能性が高いものや頻繁に起こるケースについては、事例集を作成し、協会ホームページや印刷物により求人メディアアや求人者に提供する。</p>	<p>求職者等からの苦情や相談に対し苦情相談員を配置し、電話やメールにより苦情・相談に応じるとともに、必要に応じて文書で求人情報提供事業者に通報するほか、事例集を作成し、求人メディアアや求人者に配付することによって同種のトラブルの再発防止に努め、求人広告の適正化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任相談員 1名 (週5日勤務・常勤嘱託) ・苦情相談件数 865件 <p>内容については別添の読者苦情相談取扱状況を参照</p>
<p>3.求人者に対する啓発資料の作成</p>	<p>「Q&Aでわかる求人・雇用の基礎知識」として、募集・採用から採用後の手続き、労働条件・退職に関する労働関係法令を解説する52ページ程度の小冊子を12万部作成し、会員の求人メディアアを通じて配布するとともに協会ホームページにも掲出する。あわせて都道府県労働局に見本を配布することにより正しい知識の啓発を行う。</p> <p>募集・採用時の重点啓発資料として「男女雇用機会均等法」「社会保険の加入」「年齢制限緩和」「労働条件の明示」「試用期間中の労働条件の明示」「個人情報保護法」等を解説した資料を2万部作成し、求人メディアアを通じて求人者に配布する。</p>	<p>「Q&Aでわかる求人・雇用の基礎知識」としてA5版52ページの冊子を12万部作成し、配布した。また、「男女雇用機会均等法」や「年齢制限禁止」「労働条件の明示」「履歴書の取扱いなどの個人情報保護」「募集・面接・選考時の重点ポイント」をまとめた12ページのパンフレットを2万部作成し、配布した。</p> <p>1.Q&Aの作成・配布 A5版52P、12万部</p> <p>2 募集関係啓発資料 A4版12P、2万部</p>

別添 読者苦情相談取扱状況

受理件数	865件	構成比
苦情	171	
(就労前)	105	100.0%
1. 事業内容	7	6.7%
2. 雇用形態	4	3.8%
3. 募集職種、勤務地	5	4.8%
4. A. 勤務時間、休日等	2	1.9%
B. 社会保険、待遇等	3	2.9%
5. 賃金額、賃金形態	10	9.5%
6. A. 応募資格、応募方法等	29	27.6%
B. 応募時の対応等	34	32.4%
C. その他	11	10.5%
(就労後)	66	100.0%
1. 事業内容	1	1.5%
2. 雇用形態	9	13.6%
3. 募集職種	5	7.6%
4. A. 勤務時間、休日等	7	10.6%
B. 社会保険、待遇等	4	6.1%
5. A. 賃金不払い	15	22.7%
B. 賃金、賃金形態の相違等	14	21.2%
6. A. 会社の対応への不満	11	16.7%
B. 表示にない経費の負担、その他	0	0.0%
相談	1,009	100.0%
1. A. 賃金、労働時間、その他労働条件等	43	4.3%
B. 賃金不払い	34	3.4%
2. A. 履歴書の書き方、提出書類の内容等	50	5.0%
B. 応募・面接時の対応等（企業の対応への不満）	100	9.9%
3. A. 募集状況等の問合せ	37	3.7%
B. 求人者の信用度の問合せ等	67	6.6%
4. A. 労働者派遣業	39	3.9%
B. 業務請負業	8	0.8%
C. 内職、在宅ワーク等	5	0.5%
5. A. 求人情報メディアに対する不満や要望等	218	21.6%
B. 掲載依頼の問合せ等	22	2.2%
C. 購読、情報誌の設置場所の問合せ等	15	1.5%
D. その他, 求人情報メディアについて	118	11.7%
6. 就職・転職・退職について	56	5.6%
7. 社会保険、雇用保険、税金等	32	3.2%
8. 解雇について	22	2.2%
9. A. 均等法、年齢制限、障害者雇用等	38	3.8%
B. 1～9 A以外の相談	105	10.4%

受理1件につき複数の項目があるため合計と内訳は一致しない